

# 岐阜県 放課後児童クラブ運営基準



平成18年3月  
岐阜県

# 岐阜県放課後児童クラブ運営基準



平成18年3月

岐阜県

## 岐阜県放課後児童クラブ運営基準の策定にあたって

近年、少子化や核家族化、女性の社会進出等により、小学生が放課後に子どもだけで過ごす家庭が増え、子どもの居場所づくりが必要とされるなか、放課後児童クラブは、遊びと生活の場として子どもの健全育成や子育てと仕事の両立支援という働く親の支援に加え、子どもの安全確保という面からも重要な役割を果たしています。

平成16年度に策定された「輝けぎふっ子！アクションプラン」（岐阜県次世代育成支援対策推進行動計画）においても、子どもを「未来の宝、社会の宝」として育てていくうえで、地域で子どもや子育て家庭を応援していく放課後児童クラブは重要な位置づけとなっています。

しかしながら、放課後児童クラブの事業実施について児童福祉法等でも明確な基準等が示されておらず、事業の実施主体である市町村等の判断に委ねられているため、必ずしも十分な事業実施環境になっておりません。そこで、県内の放課後児童クラブの質的向上を図り、子どもたちの安定した遊びと生活の場を確保するため、「岐阜県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。

平成17年度に県民の目線で進めてきた政策総点検においても、放課後児童クラブの数的充実のほか、この運営基準により質的向上を図ることが盛り込まれています。今後、県内で放課後児童クラブに関わる方々が、この運営基準に基づいて放課後児童健全育成事業に携わることにより、県内全域において、子どもが安心して楽しく過ごすことができ、親も安心して仕事ができる環境づくりにつながることを期待しています。

平成18年3月

岐阜県健康福祉環境部参事兼児童家庭課長 原 愛 子

# 目次

## 1. 総則に関すること

- (1) 事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- (2) 対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- (3) 定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- (4) 必要面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- (5) 指導員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- (6) 開設日・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- (7) 開設時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- (8) 保護者負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- (9) 運営形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3

## 2. 入所手続き等に関すること

- (1) 書式の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- (2) 募集案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- (3) 入所・退所手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- (4) 入所の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- (5) 入所決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4

## 3. 施設に関すること

- (1) 施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
- (2) 施設の基本的な基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
- (3) 防災（消防・防犯）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
- (4) 自己検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6

## 4. 放課後児童指導員に関すること

- (1) 指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
- (2) 指導員の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
- (3) 指導員の職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8
- (4) 研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8

( 5 ) 労働安全衛生	P . 9
--------------	-------

## 5 . 事業の管理・運営に関すること

( 1 ) 運営方針	P . 9
( 2 ) 事業計画	P . 9
( 3 ) 指導員の具体的な活動内容	P . 10
( 4 ) 児童の傷害保険の加入、事故やけがへの対応	P . 11
( 5 ) 保護者の事業参画	P . 11
( 6 ) 臨時的な休所等	P . 11
( 7 ) 関係機関との連携	P . 11
( 8 ) 予算・会計	P . 12
( 9 ) 実地調査	P . 12

## 6 . その他

( 1 ) 市町村の責務	P . 12
( 2 ) 第二種社会福祉事業の届出	P . 12
( 3 ) 苦情解決	P . 13

## 様 式

放課後児童健全育成事業開始届	P . 14
放課後児童健全育成事業変更届	P . 16
放課後児童健全育成事業廃止届	P . 18
放課後児童クラブ(児童館)への来所・帰宅時における 安全点検リスト	P . 20

# 1. 総則に関すること

## (1) 事業の目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等（盲・聾・養護学校を含む。）に就学している児童に対し、放課後（授業終了後）及び土曜日・夏休み・冬休み・春休み等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境づくりに資することを目的とする。

## (2) 対象児童

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等（盲・聾・養護学校を含む。）の1～6年に就学している児童とする。ただし、1～3年生の児童の受入を優先し、高学年児童の積極的な受入れ、障害児や外国人児童の受入れにも配慮すること。

その他、生活環境等により健全育成上放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）が必要と認められる児童を対象とすることができる。



## (3) 定員

クラブを実施するための適正な規模を、1クラブあたり20人～35人とする。ただし、40人を超えた場合は、2つに分割することが望ましい。

なお、定員を超えた申し込みがあり、定員を超えて実施する場合は、施設の規模や指導に支障がないと判断される場合は弾力的な受入ができるものとする。ただし、継続的に定員を超える場合や将来の入所予定が増える見込みがある場合は、定員の見直しを図り、計画的な施設整備等の措置を取ること。

## (4) 必要面積

クラブ室内における児童が活動するスペースは、設備部分を除いて、1人あたり1.65㎡（畳1畳分）以上の面積を確保すること。

## (5) 指導員

定員に応じた放課後児童指導員を常時複数配置することとし、児童数20人以上の場合は、指導員3人以上を配置することが望ましい。

なお、障害児を受け入れる場合にあっては、障害の内容等により必要に応じて指導員の増員を行うこと。指導員は、障害に関する専門的知識を有することが望ましい。

## (6) 開設日

開設日は、可能な限り地域の実態に合わせて設定することとし、放課後(授業終了後)土曜日・夏休み・冬休み・春休み等の学校休業日に開設する。

ただし、次に掲げる日については、原則として開設しない。

ア 日曜日、祝日、年末年始

イ 非常災害(震災、風水害、火災等)や感染症(インフルエンザ等)が発生したとき。なお、当該状況が発生した時を想定して、事前に保護者・学校と協議を行い、対応方針を定めておくこと。

## (7) 開設時間

ア 平日の開設時間は、学校終業後から概ね18時までの開設が望ましい。また、可能な限り地域の実態(親のニーズ)に応じて柔軟に延長等の対応をとること。

イ 土曜日及び学校休業日等においては、終日(概ね8時から18時まで)開設することが望ましい。

## (8) 保護者負担金

ア 保育料

クラブの利用にあたっては、利用者から負担金(保育料)を徴収することができる。

イ おやつ代等

飲食にかかる経費は個人負担とする。

ウ 保育料の減免

保育料の納付義務者において、特別の事情がある場合には、減免措置を行う等の配慮が必要である。

(例)生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯等

## (9) 運営形態

クラブの運営形態は次のとおりである。

ア 公立公営：市町村が直接設置、運営

イ 公立民営：市町村が民間に管理・運営等の委託をしているもの

ウ 民立民営：上記ア、イ以外のもの（父母会等の共同運営等）

運営主体は、市町村、社会福祉法人、NPO法人、保護者会（父母会、地域の運営委員会）、個人等も可能である。



## 2. 入所手続き等に関すること

### (1) 書式の整備

申込み等に係る必要な書式を定め、整備すること。

ア 申し込み等に係る書式

申込書

入所決定（承認・不承認）通知 等

イ 事業の管理・運営に係る書式

児童票

出席簿

業務日誌 等

### (2) 募集案内

市町村内におけるクラブの案内は、市町村の広報紙やホームページ、小学校の入学説明会等において行い、住民に広く周知すること。

### (3) 入所・退所手続き

ア 説明書・申込書等の配布

説明書には、クラブの運営内容、申込手続き、保護者負担金等を分かりやすく記載すること。

説明書・申込書等の配布は、住民の利便性を考慮し、市町村担当窓口及びクラブ等において行うこと。



イ 申込受付

申込の受付は、市町村担当窓口またはクラブで行う。

ウ 退所手続き

途中退所の場合は、1ヶ月前に「退所届」を出してもらうこと。

#### (4) 入所の条件

児童が当該市町村に在住または在学しており、保護者が次のいずれかの条件に該当すること。

ア 放課後から概ね17時まで就労している（求職中可）。

（就労形態の多様化により、勤務時間等を考慮すること。）

イ 病気等により療養中、妊娠中または出産後間がない。

ウ 就労の準備のため通学している（就業訓練中）。

エ 介護を要する家族がいる。

オ その他、保護者に係る事情により、クラブの利用が必要と認められる場合。

なお、ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の児童については、クラブの利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱う等の配慮が必要である。

#### (5) 入所決定

ア 入所要件の確認

入所申込書が提出されたら、記載事項、添付書類により、入所要件の確認を行うこと。

イ 入所決定

入所決定（承認・不承認）を、文書により申請者あて通知すること。

ウ 入所期間

期間は1年間（年度単位）とする。クラブの利用の必要性が高いと認められる場合に応じては、随時途中入所ができるものとする。なお、1年毎に入所要件を確認し、入所決定すること。

エ 事前説明会

事前に、児童の安全指導や指導者とのコミュニケーションを図るために説明会を行うこと。また、児童についても事前に指導員と顔を合わせた後に利用開始となることが望ましい。説明にあたっては、登退所方法、連絡方法、持ち物、非常時の対応、保護者負担金の納入方法等が記載された説明書等を配布し、説明すること。また、児童の健康状態・家庭の状況把握及び緊急の場合に備え、児童票等の記入を保護者へ依頼すること。

## 3. 施設に関すること

### (1) 施設整備

クラブの施設は、将来にわたる利用者需要を考慮のうえ、小学校等の公共施設を有効活用して計画的に整備し、利用を希望する児童を受け入れる環境を整えること。

### (2) 施設の基本的な基準

クラブは、児童が家庭の代わりに過ごす場所として、児童が遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたり、児童が集団で生活する場所であるため、次の施設・設備を備えることが望ましい。

#### ア 必要な施設

遊びのスペース  
休養スペース  
事務室  
トイレ  
手洗い場、水飲み場 等



#### イ 必要な設備

ロッカー  
冷暖房器具  
冷蔵庫  
遊具・本  
医薬品、毛布（タオルケット）  
電話 等



### (3) 防災（消防・防犯）

#### ア 消防

消防計画を策定し、避難訓練を実施する。

防火管理者を置く必要のあるクラブは、防火管理者研修を受けるものとする。

消火器等の消防設備は、いつでも使える状態にしておく。

防災のための管理日誌を設けること。

防火管理者を置く必要のあるクラブ

特定防火対象物（収容人数30名以上の公民館、児童館など集会施設）

300㎡未満乙講習（1日）

300㎡以上甲講習（2日）

非特定防火対象物（収容人数50名以上の学校等）

500㎡未満乙講習（1日）

500㎡以上甲講習（2日）

#### イ 防犯

防犯ベルの設置等、防犯対策を講ずること。

地域の警察との連携を密にすること。

防犯のための管理日誌を設けること。

#### ウ 火災保険

火災保険に加入すること。

### （4）自己検査

児童の安全対策や建物等の危険箇所の事前把握、防犯予防等のために次の点検の実施に努めること。

#### ア 毎日の点検を要するもの

##### 室内

玄関、窓等の施錠点検

電灯の点灯点検

ガスの元栓開閉点検

電気設備機器等の点検

水道蛇口の開閉点検

清掃状況の点検

その他必要と思われるもの



##### 屋外

建物外周の状況点検

固定遊具の状況点検

物置、倉庫の状況点検

その他必要と思われるもの

#### イ 毎月の点検を要するもの

室内遊具の状況

ガス漏れ点検（メーター器での確認）

非常警報器の動作点検  
その他必要と思われるもの 等

## 4. 放課後児童指導員に関すること

### (1) 指導体制

放課後児童指導員（以下「指導員」という。）の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず専任の指導員を1名以上配置すること。専任の指導員を補助する立場として、必要に応じて補助指導員を配置すること。

### (2) 指導員の資格

#### ア 専任指導員

児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者等を1名以上配置すること。

<例>

- ・保育士
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭 等

<その他>

- ・母子指導員（児童福祉施設最低基準第28条）

地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

保育士の資格を有する者

社会福祉士の資格を有する者

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者または同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者

- ・児童指導員（児童福祉施設最低基準第43条）

地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学、教育学または社会学を修め、学士と称することを有する者

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、厚生労働大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者

3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認めた者。

#### イ 補助指導員

<例>

- ・子育てサポーター（子育て経験者、子育て支援に意欲のある者等）
- ・学生（保育士、小学校、幼稚園教諭免許取得予定者等）等

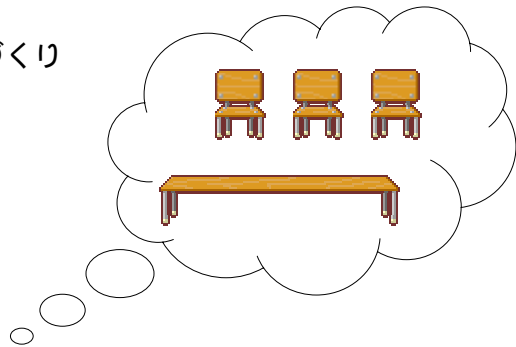
### （3）指導員の職務

指導員は、クラブの趣旨を理解し、児童に対し適切な遊び及び生活の場を与え健全な育成を図るために、次の業務等を行う。

- ア 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- イ 児童の遊びの指導（外遊び、室内遊び等において自主性、社会性、創造性を培う。）
- ウ おやつ準備と指導
- エ 児童の状況把握、家庭との連携
- オ 学校等との連携及び地域での生活環境づくり
- カ 運営管理
  - ・指導員の打合せ
  - ・出席簿や指導日誌の記録
  - ・クラブ便りの発行と連絡帳等の記録
  - ・諸経費の管理
  - ・施設・設備・備品の管理と環境整備
- キ 児童の生活を豊かにするための遊びや活動の研究
- ク 職務上知り得た情報の守秘義務

指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、又同様とする。

- ケ その他クラブの運営に必要な業務



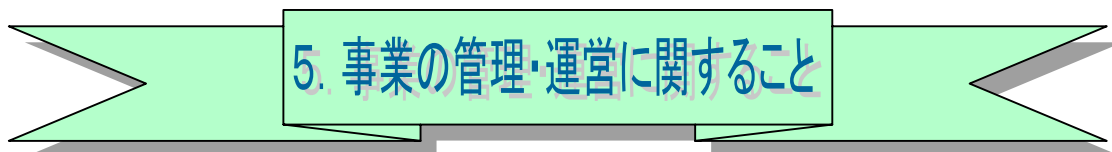
### （4）研修

放課後児童健全育成事業を実施するうえで、児童の健全育成を図る指導員の果たす役割は大変重要である。クラブは、昼間保護者のいない家庭の児童の健康や安全の管理等に十分気を配り、また成長段階に見合った適切な働きかけを行うためにも指導員の資質の向上は不可欠なものである。

- ア 市町村は、指導員の専門性の向上を目的とした研修を実施すること。  
研修内容は、児童に関する専門的なことや日常業務における問題点等を取り入れ、実践的な内容とすること。  
指導員の経験年数等に応じた研修を必要に応じて実施すること。
- イ 児童指導員は、県や市町村等が主催する研修に積極的に参加すること。
- ウ 児童指導員は、児童の自主性、社会性及び創造性を高める遊びの指導等の自己研鑽に努めることが望まれる。

## (5) 労働安全衛生

- ア 安全衛生について  
指導員の安全及び衛生に関しては、安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成に努めなければならない。
- イ 健康診断について  
指導員は年1回健康診断を受けなければならない。



## (1) 運営方針

児童が家庭の代わりに過ごす日々の生活の場となるクラブを、保護者、児童が安心して利用できるよう、各クラブにおいて運営方針を定め周知すること。

## (2) 事業計画

事業計画として、次のとおり年間計画と月間計画を作成すること。

- ア 年間計画は、年間目標、行事予定、開設日（または休所日）等を記載すること。
- イ 月間計画は、月間目標、開設日（休所日、行事）予定、指導員の勤務体制等を記載すること。月間計画の中で保護者に伝えておくべき事は、クラブ便りに記載して周知することが望ましい。

### (3) 指導員の具体的な活動内容

指導員の具体的な活動内容については、次のとおりである。

#### ア 登退所時の対応について

学校からクラブまで、原則として集団で登所するよう指導すること。

退所時は、原則として、保護者が迎えに来ること。ただし、児童だけで自宅に帰る場合においては、事前に保護者の同意を得るとともに、帰路の安全性を十分に検討すること。

土曜日や夏休み・冬休み・春休みの学校休業日等の登退所についても、保護者等が責任を持って送り迎えをする等、保護者の責任において児童の安全対策を行うように配慮すること。

#### イ 出欠の対応について

欠席する場合は保護者等から連絡を受ける体制を取ること。

普段、登所する時間に児童が来なかった場合は、保護者、学校及び関係機関等と連絡を取ること。

#### ウ 児童の健康管理等について

指導員は毎日、児童を観察し、健康管理に努めること。

必要最低限の医薬品等を備えること。なお、必要に応じて児童の応急処置等を行う場合においては、保護者との十分な連絡を行うこと。

(医薬品の例…体温計、水まくら、消毒薬、ばんそうこう等)

必要に応じ、学校や関係機関等への連絡又は報告を併せて行うこと。

#### エ おやつ・昼食の対応について

栄養面を考慮して、発育にあわせたものに配慮すること。

昼食の対応については、保護者と協議のうえ決定すること。

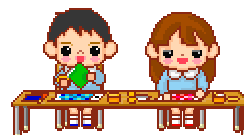
季節の野菜や果物、行事にあわせたものを提供することが大切である。

アレルギー体質の児童に対しては、保護者と事前に相談し十分に対策を講じること。

#### オ その他の活動内容

季節ごとの行事や地域の伝統行事、児童自身が興味を持つ遊び等を盛り込むこと。

なお、休養が必要な子どもには、休養させる等の配慮が必要である。



#### カ クラブ便り・連絡帳について

クラブ便りは、クラブと家庭を結ぶ役割を担っているものであり、月1回以上のペースで発行することが望ましい。連絡帳については、個別に伝えたい場合に活用すること。

### (4) 児童の傷害保険の加入、事故やけがへの対応

- ア クラブにおける事故に対処するため、児童は全員傷害保険に加入すること。(登退所時における事故への対応にも配慮が必要である。)
- イ 事故やけがが起きた場合、指導員は応急処置等の対応を速やかに行うこと。
- ウ 保護者に連絡を取り、保護者の判断または同意を得るとともに、学校や関係期間等への連絡又は報告を併せて行うこと。
- エ 保護者との連絡が取れない場合に備え、クラブでの対応も想定しておくこと。
- オ 市町村担当課はクラブからの事故等の報告を義務づけ、連携した対応を行うこと。

### (5) 保護者の事業参画

クラブの運営を行うにあたり、児童の保護者の積極的な事業参画を推進し、保護者や保護者会(父母会)との協力・連携を図るよう努めること。

### (6) 臨時的な休所等

- ア 非常災害(台風等の災害)が生じ、危険が見込まれる場合は原則休所とする。インフルエンザや台風など児童の健康や安全が守られないと見込まれる場合は、その都度、学校と連携を図り対応すること。
- イ インフルエンザの流行等、学校の閉鎖状況により児童の登所を拒むことができる。その場合、事前に保護者の了解を得ること。
- ウ 休所の連絡については学校等関係機関との連携を図ること。
- エ クラブ周辺で事故や事件が発生した場合または発生する恐れがある場合で、児童の安全確保の面からやむを得ないと判断される時は、学校との連携を図り、休所等の対応を行うこと。

### (7) 関係機関との連携

- ア 運営委員会の設置について



事業の円滑な運営を図るため、各クラブごとに、学校及び地域の関係機関の代表者、保護者等で組織する運営委員会を設置すること。

#### イ 関係機関とのネットワークについて

児童の安全確保の観点から、警察、近隣住民、保育所、幼稚園、学校、子ども相談センター等と相互に情報交換し、協力し合う関係の形成に努めること。

### (8) 予算・会計

年間のクラブの運営に必要な予算の計上を行うこととし、保護者負担金等の徴収、管理及び執行は適正な管理者のもと最善の注意を払ったうえで行い、定期的な検査や決算報告等の必要な会計ルールを定め、適正な執行管理を行うこと。

### (9) 実地調査

市町村は、放課後児童健全育成事業の運営状況を確認するため、年一回以上各クラブでの実地調査の実施に努めること。なお、実地調査を行った結果、改善を必要と考えられるものについては、速やかに改善するための措置を講じるものとする。

## 6. その他

### (1) 市町村の責務

市町村内において地域の実情に応じて放課後児童健全育成事業が着実に実施されるよう事業に係る個別の対応マニュアルを整備し、また、児童福祉担当課、教育委員会等関係機関及び市町村以外の実施主体との連携を図り、必要な措置の実施に努めること。

### (2) 第二種社会福祉事業の届出

市町村、社会福祉法人等は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができ、児童数が20人以上の場合には第二種社会福祉事業の対象となる。よって、事業の開始、届出事項の変更及び廃止の際には、該当事由発生日より1月以内に岐阜県知事（岐阜市においては岐阜市長）あて届出が必要である。

### (3) 苦情解決

クラブを運営するにあたって、保護者からの苦情（意見や要望）が寄せられることもあると考えられる。

苦情があった場合は、運営者及び市町村が協力し、保護者からの苦情の適切な解決に努め、解決する仕組みを作り上げることが望ましい。

#### ア 苦情を受け止める姿勢

クラブを運営していくうえで、クラブの利用者は様々な家庭状況や就労状況等による多様なニーズを持ちながら集まっており、人間相手の事業である性格上苦情（意見や要望）はつきものであると認識しておかなければならない。ある利用者には満足であっても、ある人には不満である場合がある可能性がある。大切なことは、現実発生した苦情に対して利用者の立場に立って誠意ある解決を図り、満足度を高めていくことが必要である。

#### イ 苦情解決に必要な体制整備

苦情解決を行うにあたり、苦情解決の責任者、受付担当者、第三者委員等を定め、その仕組みを周知して対応することが望ましい。また、苦情解決の仕組みは入所案内等により保護者へ周知し、連絡帳等でも受け付けるよう努めること。

苦情解決責任者（意見・要望等の相談解決責任者）

苦情解決の責任主体を明確にするため、クラブ代表者・役員等が苦情解決責任者となること。

苦情受付担当者（意見・要望等の受付担当者）

指導員の中から苦情受付担当者（複数でも可）を決める。

第三者委員

クラブの代表と指導者のみであると一方的な判断となる可能性もあり、行政や地域の児童委員等に協力を求め、第三者的な考えを行うため、第三者委員を選任することが望ましい。

(表)

放課後児童健全育成事業開始届

開始しようとする事業	種類	
	提供する便宜等の内容	
経営者 (法人)	氏名(名称)	
	住所(事務所の所在地)	
	連絡先	
事業の運営方針		
職員の職種	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
		人
主な職員の氏名及び 経歴	氏 名	経 歴
事業を行おうとする区域		
児童クラブの用に供する 施設	名称	
	種類	
	所在地	
	連絡先	
	入所定員	
事業開始年月日	平成 年 月 日	
上記のとおり、放課後児童健全育成事業を開始しますので、社会福祉法第69条第1項の規定に基づき届け出ます。		
平成 年 月 日		
岐阜県知事 古田 肇 様		
事業経営者		
住 所		
氏 名		印

(裏)

#### 添付書類

- 1 市町村の場合は条例又は要綱を、法人の場合は定款その他の基本約款を添付すること。
- 2 収支予算書
- 3 事業計画書

#### 備考

- 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によることとし、あるいは用紙の枚数を増加しこの様式に準じた届を作成すること。
- 2 複数の放課後児童クラブを開始する際には開始届はそれぞれのクラブごとに作成すること。
- 3 「開始しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が該当事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 4 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合には、その者の氏名及び住所を記入し、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合には、その名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 5 「事業の運営方針」欄には、当該事業を経営する上で経営者として考えることを明確に記入すること。
- 6 「主な職員の氏名及び経歴」欄の主の職員とは、施設長、当該のサービス提供責任者を指すものであること。
- 7 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町村の名称を併せて記入すること。
- 8 「児童クラブの用に供する施設」欄のうち、「入所定員」欄は、放課後児童クラブについてのみ記入すること。

(参考) この届は岐阜県児童福祉法施行細則（昭和47年3月25日規則第17号）第19条の3「児童居宅生活支援事業開始届」（第35号様式の6）に準拠した。

(表)

放課後児童健全育成事業変更届

変更しようとする事業	種類	
	提供する便宜等の内容	
経営者 (法人)	氏名(名称)	
	住所(事務所の所在地)	
	連絡先	
事業の運営方針		
職員の職種	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
		人
主な職員の氏名及び 経歴	氏 名	経 歴
事業を行おうとする区域		
児童クラブの用に供する 施設	名称	
	種類	
	所在地	
	連絡先	
	入所定員	
事業内容変更年月日	平成 年 月 日	
上記のとおり、放課後児童健全育成事業の内容を変更しますので、社会福祉法第69条第1項の規定に基づき届け出ます。		
平成 年 月 日		
岐阜県知事 古田 肇 様		
事業経営者 住 所 氏 名		印

(裏)

備考

- 1 変更が生ずる部分のみにつき記入すること。
- 2 「変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が該当事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。なお、事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 3 その他開始届に準じて作成すること。

(参考) この届は岐阜県児童福祉法施行細則(昭和47年3月25日規則第17号)第19条の3「児童居宅生活支援事業変更届」(第35号様式の7)に準拠した。

(表)

放課後児童健全育成事業廃止届

廃止しようとする事業	種類
	提供する便宜等の内容
経営者 (法人)	氏名(名称)
	住所(事務所の所在地)
	連絡先
廃止する理由	
事業届出年月日	平成 年 月 日
事業廃止年月日	平成 年 月 日
上記のとおり、放課後児童健全育成事業を廃止しますので、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき届け出ます。	
平成 年 月 日	
岐阜県知事 古田 肇 様	
事業経営者 住 所 氏 名 印	

(裏)

備考

記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によることとし、あるいは用紙の枚数を増加しこの様式に準じた届を作成すること。

(参考) この届は岐阜県児童福祉法施行細則（昭和47年3月25日規則第17号）第19条の3「児童居宅生活支援事業廃止（休止）届」（第35号様式の8）に準拠した。



## 放課後児童クラブ（児童館）への 来所・帰宅時における安全点検リスト

### 市町村における点検項目（市町村用）

- 1. 児童の来所・帰宅時の安全確保について指針を作成し、明らかにしているか。
- 2. 放課後児童クラブ（児童館）職員に対して、児童の安全に関する研修などを行い、緊急時の対応方法の周知を図っているか。
- 3. 警察、教育委員会など地域の関係機関・団体と連携を図り、地域内の危険箇所の点検と改善など、来所・帰宅時の安全確保の手立てを講じているか。
- 4. 不審者情報などがあつた場合、警察へのパトロールの要請及び、学校、自治会など、地域の関係機関・団体への情報提供がすみやかになされているか。
- 5. 「子ども110番の家」などを地域で増やす取り組みを進めているか。
- 6. 「地域安全マップ」などの作成が行われており、それが広く活用されているか。
- 7. 自治会や母親クラブ、老人クラブなどの地域組織による児童の見守り活動や、ファミリー・サポート・センター、シルバー人材センターなどを利用した児童の送迎などの活用を図っているか。
- 10. また、定期的に行うよう呼びかけているか。その結果が反映されるような取り組みがなされているか。
- 11. 保護者が児童と一緒に、通所経路にある「子ども110番の家」や商店などに直接行って、顔見知りになるように呼びかけているか。
- 12. 「行き帰りは友達と一緒に」「保護者と決めた同じ経路を通って帰る」「見知らぬ人からの声かけや誘いにはおらない」などを児童・保護者に呼びかけているか。
- 13. 危険を感じたらすぐにその場から逃げ、近くの大人や民家、商店などに助けを求めよう児童・保護者に呼びかけているか。
- 14. 児童がとるべき安全対策について家庭でも繰り返し指導し、児童自身がそのことを身につけられるように保護者に呼びかけているか。
- 15. 児童や保護者に不安がある場合は、「保護者が迎えに来る」「近所同士で協力し、また、ファミリー・サポート・センター、シルバー人材センターなどを活用して迎えを頼む」などして、児童の安全を確保するように保護者に呼びかけているか。

### 3. 放課後児童クラブが学校へ促す点検項目

- 16. 児童の来所・帰宅時の安全確保についての方針を学校に示し、理解を得ているか。
- 17. 日頃から児童の下校時刻を常に把握できるように学校と連絡を取りあっているか。
- 18. 特別な事情で下校が遅れるときなどは、学校から連絡があるような体制ができているか。
- 19. 学校からの経路や帰宅の経路について安全点検を学校と協力して行っているか。

### 放課後児童クラブにおける点検項目（放課後児童クラブ用）

#### 1. 方針・研修・点検

- 1. 市町村の指針などに基づいて、児童の来所・帰宅時の安全確保についての指針を作成しているか。
- 2. その方針を児童、保護者に周知し、実際に機能できるようにしているか。
- 3. 市町村などが主催する児童の安全に関する研修会などに積極的に参加しているか。
- 4. 地域の関係機関・団体などと連絡を取り合い、安全確保に関する情報交換が迅速に行えるようにしているか。
- 5. 不審者情報などの連絡が入ったときに、必要な手立てを迅速に講じられるように職員間の共通理解が図られているか。
- 6. 職員が児童と一緒に通所経路を歩きながら、経路の確認と安全点検を行っているか。
- 7. 職員が児童と一緒に「子ども110番の家」などを実際に訪問して、児童自身が自分たちの安全な場所として理解する取り組みをしているか。
- 8. 緊急時に保護者や関連する部署と連絡を取り合い、適切な対応ができるように体制が整っているか。

#### 2. 放課後児童クラブが保護者・児童へ促す点検項目

- 9. 保護者が児童と一緒に通所経路の安全確認を行うように呼びかけているか。

#### 4. 放課後児童クラブと地域の関係機関・団体との関係で行う点検項目

- 20. 日頃から地域の関係機関・団体などと接触し、児童の地域での行動についての共通理解を深めているか。
- 21. 日頃から地域の関係機関・団体などの会合に出席して、安全に関する情報を交換しているか。
- 22. 地域の関係機関・団体などに事業内容、児童の来所・帰宅時の状況を知らせ、理解を得ているか。
- 23. 地域の関係機関・団体などと連携して、児童の安全に不安がある箇所などの点検を行い、改善の取り組みをすすめているか。
- 24. 地域の関係機関・団体などに児童の来所、帰宅時に合わせたパトロールなどの取り組みを要請しているか。

○本点検項目は、放課後児童クラブに対して作成したものです。児童館についてもこれを参考にしてください。

○また、児童館における点検の実施に当たっては、児童館を拠点とする地域組織などを最大限活用して実施することが望まれます。

## **岐阜県放課後児童クラブ運営基準**

- 平成18年3月発行 -

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111(代表) 内線 2632

FAX 058-271-5725

E-mail [c11217@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11217@pref.gifu.lg.jp)